2　平成二十七年一月一日において二十歳以上である者が平成三十二年一月一日前に贈与により取得した財産に係る贈与税に係る改正前の相続税法施行規則第十一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

附則第二条第三項中「死亡」を「平成三十二年一月一日前の死亡」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中相続税法施行規則第三条第一項第四号の改正規定、同令第四条第一項第四号の改正規定、同令第十八条第一項の改正規定、同令第一号書式の改正規定、同令第二号書式の改正規定、同令第三号書式の改正規定、同令第四号書式から第八号書式までの改正規定及び同令第九号書式の改正規定並びに附則第三条の規定　平成三十一年七月一日

二　次に掲げる規定　平成三十二年一月一日

イ　第一条中相続税法施行規則第十一条の改正規定及び次条の規定

ロ　第二条の規定

三　第一条中相続税法施行規則第十二条の四を同令第十二条の七とする改正規定、同令第十二条の三（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第十二条の六とする改正規定及び同令第十二条の二を同令第十二条の五とし、同令第十二条の次に三条を加える改正規定　平成三十二年四月一日

（相続時精算課税選択届出書の添付書類に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第十一条の規定は、平成三十二年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第三条　新規則第二号書式は、平成三十一年七月一日以後に開始する相続に係る相続税法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第九十八号。以下「改正令」という。）による改正後の相続税法施行令（以下「新令」という。）第四条の十四第一項の遺留分侵害額の請求があった場合に提出する障害者非課税信託取消申告書について適用し、同日前に開始した相続に係る改正令による改正前の相続税法施行令（以下「旧令」という。）第四条の十四第一項の遺留分による減殺の請求があった場合に提出する同条第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書については、なお従前の例による。

2　新規則第三号書式は、平成三十一年七月一日以後に開始する相続に係る新令第四条の十五第一項の遺留分侵害額の請求があった場合に提出する同条第二項に規定する障害者非課税信託廃止申告書について適用し、同日前に開始した相続に係る旧令第四条の十五第一項の遺留分による減殺の請求があった場合に提出する同条第二項に規定する障害者非課税信託廃止申告書については、なお従前の例による。

3　新規則第一号書式から第九号書式までの書式は、当分の間、第一条の規定による改正前の相続税法施行規則の相当の規定に定める申告書又は調書に、新規則第一号書式から第九号書式までの書式に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

○財務省令第九号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の一の二の項、五の二の項、十の項及び十二の項の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三　法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に掲げる登記　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）の用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合　その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を都道府県の教育委員会が処理する場合にあつては当該都道府県の教育委員会とし、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該事務又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項（設置等の認可）の幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあつては当該市町村の長とする。）の書類

ロ　認定こども園の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を指定都市の教育委員会が処理する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）の書類

ハ　認定こども園の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を中核市の教育委員会が処理する場合にあつては、当該中核市の教育委員会）の書類

第二条の八第三号を次のように改める。

三　法別表第三の五の二の項の第三欄の第三号に掲げる登記　第二条第三号に定める書類

第三条第四号を次のように改める。

四　法別表第三の十の項の第三欄の第四号に掲げる登記　第二条第三号に定める書類

第四条第四号を次のように改める。

四　法別表第三の十二の項の第三欄の第四号に掲げる登記　第二条第三号に定める書類

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○財務省令第十号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）及び消費税法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第九十九号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第八項及び第三十条第十項並びに消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条の二第一項、第十八条の四第一項、第二項第一号、第五項及び第六項並びに第五十条第二項の規定に基づき、消費税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

消費税法施行規則の一部を改正する省令

消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「（被合併法人）」の下に「、人格のない社団等」を加え、「、第八号」を「、第七号」に改め、「、被合併法人」の下に「、人格のない社団等」を加える。

第五条第一項中「法人」の下に「（人格のない社団等を含む。以下同じ。）」を加える。

第六条第五項第六号中「この条から」を削り、同条第九項中「いう。次条」を「いい、同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。次条」に改める。

第八条第三項第一号中「この条から」を削り、「個人番号又は」を「個人番号及び」に改める。

第九条第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

第十条第一項第二号中「この条から第十条の四までにおいて同じ。）に」を「第十条の六までにおいて同じ。）に」に改め、同号ハ中「この条から」を削り、同号ヘ中「この条から第十条の四」を「第十条の五」に改め、同条第二項第二号ト中「この条から」を削る。